区分	委員発言内容
論点 課題	女只儿白门台
情報に関する事項	
	・全く同じ製品でありながらレンタル料が異なるのは適当ではないのではないか。
	・介護保険制度において平均値から著しく高い、あるいは低い外れ値が存在することは不適切。現行制度においても、何かの対応が必要ではないか。
	・都道府県や市町村は、国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、外れ値の実態と原因について調査すべきではないか。
	・どれくらい平均と乖離した場合、外れ値として判断するのか。
	・外れ値の要因を分析すべき。価格が高くなる要因については、抑止するための方針を作り、指導する必要があるのではいか。更に要因等の分析結果から、どこからが外れ値か解析する必要がある。
価格差ではなく、記入ミ	・都道府県や市町村は、事業者に対し、外れ値について適切な意見を述べるなど、速やかに指導を行い、適正化を図るきではないか。
☆ - スや不正請求と推測され	・価格の実態をその原因も含めて公表すべきではないか。
る外れ値が存在している のではないか。	・外れ値として公表することは有効だが、著しく高いものだけでなく、著しく低いものについても何故低いのか理由が見えない。
	・事業者団体自らが外れ値を調査し、公表してもよいうのではないか。
	・国保連合会介護給付適正化システムを用いる場合、保険者のみならず、利用者への選定相談を行うケアマネジャーが報を確認できる仕組みが必要ではないか。
	・利用者にとってのメリットと価格が対応しているかどうかは評価が難しいので、検証する必要があるのではないか。
	・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。
	・適正価格といわれるものを決めるのは難しく、利用者の判断で決められるようにすべきではないか。
	・価格について十分市場原理が働いていないのではないか。

論点 :	課題

利用者は、適切な情報 論点2を得た上で選択を行って いるのか。

市場原理が働いていないのではないか。

委員発言内容

- ・ケアマネジャー、利用者に情報が少ないことは不適切ではないか。
- ・ケアマネジャーが価格把握に努力していないことは問題ではないか。
- ・ケアマネジャーが貸与価格に認識を持つようガイドライン等の策定が必要ではないか。
- ・情報を提供するだけではなく、ケアマネジャー等が関わり、効果的に活用されるよう、利用者に対する援助 の仕組みが必要ではないか。
- 利用者が自由価格であることを知らないなど、情報の非対称性についての対策が必要ではないか。
- ・利用者やケアマネジャーを含め、誰でもIT技術を活用して情報を得られるシステムづくりが必要ではないか。
- ・利用者には、価格による選択があまり働かず、品質や人的サービスによって選択するのではないか。
- ・利用者の選択のためには、価格・品質・事業者のサービス情報がバランスよく提供されることが必要ではないか。
- ・利用者が情報を生かすためには、ケアマネジャーの役割が重要である。
- ・そもそも、利用者にとっては自己負担が1割のため、価格について関心がないのではないか。

ĺ	区分	
 論点	課	£į
給付方法に	関する事項	(

平均貸与期間が平均 回収期間を超えて貸与さ 論点3 れる種目は、貸与という 給付方式になじまないの ではないか。

委員発言内容

- ・軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売種目としてもよいのではないか。(再掲)
- ・継続してレンタルしているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入を選択できるようにしてもよいのではないか。(再掲)
- ・歩行器は、再認定の期間でも適応の条件が動く種目である。本来、定期的なチェックは必要であるが事実上困難である。そのため、予 後が分かる専門家が認定に関わることが必要である。
- ・ 状態像の変化についての予後予測が必要である。
- ・移動器具の中には危険性を伴うものもあり、状態像の変化に応じて細かく用具を変える必要がある。価格だけを以て介護保険制度上の購入とすることは不適切ではないか。
- 貸与種目と購入種目は、フレキシブルに選べるようすべきではないか。
- ・自由価格制なのに、同じ種類のものや同じ品目のものを何ヶ月使ってもレンタル料が変わらないことは課題のひとつではないか。
- ・メンテナンスの必要性が低く販売価格も低いものを貸与種目として認めているため、必要以上の給付費が長期にわたって費やされてい るのではないか。
- ・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。(再掲)
- ・貸与の際の手間賃、コストは商品価格の高低に関わらずほぼ同じである。貸与種目のうち、価格の安い商品であり、本人の所有物になっても問題ないものは販売としたほうがむしろ適切ではないか。
- ・歩行補助つえ、歩行器、手すりなどは購入種目に移行してよいのではないか。
- ・初回の選定が重要で、きちんと選定相談が行われていれば、利用者責任で使えるものとして販売としてもよいのではないか。
- ・利用者の利便や給付費の重点化の視点からみて、軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売としてもよいのではないか。
- ・歩行補助車は、軽度者の利用が多く、少ない機種交換で継続して使用することが可能なことから、結果として長期の利用となる。これらは貸与ではなく販売としても良いのではないか。 (次頁へつづく)

	第1回次UM210017 01 0120			
	 - 詮点:	区 分 課題	委員発言内容	
-	### ·	5本及5	【販売に移行する上での留意点】	(前頁のつづき)
1			・貸与から販売への種目の移行は、保険給付の負担割合、福祉用具の定額制、上限制とも結びついて 必要がある。	くるため、留意する
:	:		・制度改正に当たっては、利用者・事業者の状況を踏まえて例えば3年程度の経過措置といったことを表ではないか。	きえる必要があるの
			・クーリングオフの考えを整理する必要がある。	
			・試用、適切な選定、メンテナンス、何かあったときの対応等、PDCAを担保する必要がある。	
	:		・貸与されている福祉用具がどこまで適切に使用されているか疑問。適切な選定はレンタルでも購入で・	も必要ではないか。
			・販売種目としても製造物責任は残るため、責任の所在を明確化し、売りっぱなしとしないよう留意する。	必要がある。
		平均貸与期間が平均 回収期間を超えて貸与さ	・安全性の担保が重要。例えば、シルバーカーは、比較的軽度の者が介護保険外で購入し利用しているとは放置できない。よって適切な選定をだれがどの範囲まで行う必要があるのか検討する必要がある。	るが、事故があるこ
	論点3	れる種目は、貸与という 給付方式になじまないの ではないか。	・製品の経年劣化や、保守点検の不備による事故が発生すると問題。レンタルは、貸与事業者が保守点について責任を持って実施する仕組みになっているが、販売にはそのような仕組みがないため、新たに不備へのチェックをする仕組みが必要となる。利用者が分からないところで事故が起きないよう担保する	保守点検、製品の
			・利用者には製品の経年劣化のチェックは不可能。一定期間貸与した後で本人の納得を得た上で販売。	としてはどうか。
			・製品の経年劣化の問題のみではなく、利用者の使用方法が十分注意されていなかったことに起因するい。	めたことはおりませる
			事業所によっては、レンタルの際、利用者に合うよう柔軟に試用期間を設定している場合がある。販売 考えられるのではないか。	の場合でも、同様に
			・販売とした場合、利用者に製品の所有権が移る。製品が不要になった場合、貸与であれば貸与事業所物として処分されるが、販売種目であると、家庭のゴミとなる点に留意する必要がある。	fにおいて産業廃棄
				1 1 1
!				1

論点	区 分 課題	委員発言内容	
価格に関す	する事項		
	○現に貸与に要した費用の中に不明瞭なコストが存在しているのではないか。 ○提供するサービスに対する価格は適切かどうか。	・価格競争における自然淘汰の原理が働かないのは、なぜか。 ・適正価格の設定、上限額の設定等一定の制約のような仕組みを導入してはどうか。 ・一定期間連続して利用している用具は、価格を下げるよう指導してもよいのではないか。 ・利用者にとってのメリットと価格が対応しているかどうかは評価が難しいので、検証する必要があるのではないか。(再掲) ・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。(再掲) ・納品・引き上げ送料全て毎月のレンタル料に含めることは無理がある。別立てとすべき。	
:	○人的サービス、物的 サービス両方を分ける必 要があるのではないか。	・貸与方式については、人的サービスの価格と物の価格を合わせた構造であることを加味して検討すべきではないか。 ・人的サービス、物的サービスは分けるべきではないか。 ・ハードとソフトを分離することは理論的には合理的であるが、質の評価など更に新たな基準を加えたサービス価格構成要素を見るべきではないか。	

	区 分	委員発言内容
<u> </u>	論点 課題	女具尤品的台
5	一ごスの質の向上に関する事項	
		・福祉用具のマネジメントが不適切なのではないか。導入時にきちんとしたマネジメントを行い、利用者の状態が将来的に どうなるのかを時間的視点で把握する必要があるのではないか。
		・介護保険制度はレンタルが原則であり、個別のマネジメントが重要。福祉用具の利用に当たっては利用者の状態像や家族の介護度、住宅の環境要因も加味し、個別アセスメント、プランニングといったPDCAが行われる必要がある。
		・福祉用具貸与には、個別援助計画の作成が定められていない。そのため、だれがどのような福祉用具を何のために選定するのかが曖昧。今のマネジメントにおいて、その人の状態に合った用具が提供されるよう個別に検討する仕組みが必要ではないか。
		・福祉用具の提供に当たっては、適切なケアマネジメントが必要である。更にOT、PTを初めとして、多くの者と連携を取り つつ適切な用具を選定する必要があるのではないか。
		・サービス担当者会議とモニタリングの活用を行うべきではないか。
		・福祉用具専門相談員や、ケアマネジャーの力量にあまり左右されないようにモニタリング実施の際の、チェック基準を標準化すべきではないか。
	☆ ○サービスの質の内容 は確保されているか。	・モニタリングの機能の活用によって、福祉用具の適切な流通や正しい利用が望まれる。
	TO THE INC TO CO TO STOCK	・モニタリングとして、福祉用具専門相談員等の訪問により、福祉用具の安全性を担保することは重要ではないか。
		・福祉用具の利用の効果は、必要な福祉用具が適切に提供されているかどうか。導入時に支援計画が無く、また、福祉用 具専門相談員は、初心者レベルを超えていない人もいる。福祉用具は体の一部とも考えられるため、フィッティングが重要 であるが、その部分が非常に足りない。効果を測る際にはその視点も必要。
		・福祉用具を導入する際にその効果を評価し、計画的に使用することは理想。但し、多大なサービスの費用がかかり、利用者にとっても使い勝手が不便。よって、福祉用具の選定に当たり、福祉用具専門相談員やケアマネジャーが困った時に相談できる、更正相談所等の活用など、重層的なバックアップシステムを活用してはどうか。
		・貸与されている福祉用具がどこまで適切に使用されているか疑問。適切な選定はレンタルでも購入でも必要ではないか (再掲)
		・個別援助計画等で、福祉用具・住宅改修を導入する目的を明確にし、さらにモニタリングを行うことが必要ではないか。
		・福祉用具の効用を評価する際に、できるだけ自宅や住み慣れた地域で生活をすることにより、自立の生活に役立つという視点を入れる必要があるのではないか。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	区 分
論点	課題 に関する事項
:	
· · ·	利用者の状態像の予後に応じた用具の給付
See And O	が行われているのか。

委員発言内容

- ・・軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売種目としてもよいのではないか。(再掲)
- ・継続してレンタルしているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入を選択できるようにしてもよいのではないか。 (再掲)
- ・歩行器は、再認定の期間でも適応の条件が動く種目である。本来、定期的なチェックは必要であるが事実上困難である。 そのため、予後が分かる専門家が認定に関わることが必要である。
- ・状態像の変化についての予後予測が必要である。
- ・移動器具の中には危険性を伴うものもあり、状態像の変化に応じて細かく用具を変える必要がある。価格だけを以て介護 保険制度上の購入とすることは不適切ではないか。
- ・貸与種目と購入種目は、フレキシブルに選べるようすべきではないか。

その他

: : 論点6:現行の告示種目の整理

- ・ 使う人が求める機能や使用される状態像の異なるものが同じ種目になっているのではないか。
- ·ISOの分類で異なっている種目が特殊寝台付属品として、歩行器では目的の異なるものが同一種目内に存在していること は問題ではないか。
- ・実態に即した種目の整理が行えるような制度にする必要があるのではないか。
- ・本来であればそれぞれが自己負担で購入するものまで福祉用具とすべきではない。介護者の負担軽減を含め、要介護状態に適した固有なサービス・福祉用具を提供することが原則。
- ・現行の貸与種目は老人日常生活用具給付等事業がベース。法施行からの7年を踏まえ、現行の種目で妥当か、フレキシ ブルに制度を使えるようにするのか長期的に検討することが必要ではないか。(再掲)
- ・軽度者の福祉用具の利用については、「状態像の悪化」の不安を解消し、中・重度者は「生活を利便にし、負担が少なくな る」ために福祉用具を使用している。クラブデイ、ナーシングデイ等のように福祉用具の分類を行うべきではないか。
- ・できるだけ自宅や住み慣れた地域で生活をするため、福祉用具には自立生活に役立つという視点を入れるべきではないか。(再掲)

区分	委員発言内容
論点課題	女貝尤言內台
施設における福祉用集	・施設へ入所した際も、居宅の時と同様に利用に当たってのアセスメントや、選定相談等適切に福祉用具を利用できるよう すべきではないか。
介護支援専門員、福祉 韓点3 / 屈具専門相談員の質の 向上	
論点9 豆己負担割合	・公定価格化すると、メーカーの開発意欲は減退し、品質も下がることとなるのではないか。一定の給付上限額を設定し、超えたら利用者の自己負担率を上げる等、多様な方策を検討する必要があるのではないか。 ・医療における議論で、利用者の負担割合を1割から3割とすることで議論の方向が変わってきた。介護保険制度においても1割負担での議論には限界があると考える。

区 分	委員発言内容
論点 課題	女只九吕四台
	·介護保険制度はレンタルが原則。よって、レンタルを前提にしながら、購入を選択できるような方向性が望ましいのではないか。
	・継続してレンタルし続けているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入を選択できるようにしてもよいのではないか。
新	・現行の貸与種目は老人日常生活用具給付等事業がベース。法施行からの7年を踏まえ、現行の種目で妥当か、フレキ シブルに制度を使えるようにするのか長期的に検討することが必要ではないか。(再掲)
論点10 賞与・販売の選択制	・貸与→販売の移行に当たっては、軽度者の利用が多いつえ等から始め、捨てることも考えると、どちらか選べる仕組み にしたらどうか。
	・軽度者の利用があるものから貸与と販売の選択制にする場合は、障害者自立支援法の補装具に該当するもの、例えば歩行器等は慎重でなければならない。また、補装具を販売にて取り扱う場合は、医師等の関与が必要。例えば、一定期間使用後に販売する仕組みや、ケアマネジャー等が判断できる条件等をつくり、その上で医師の意見書を入れる仕組みはどうか。販売するにあたっては、ある程度責任を持って判断すること、耐用年数を勘案することが必要である。
(ফ্ৰা	
	・老人が老人の面倒を見る時代に、介護者である老人の負担軽減を図る種目も検討すべきではないか。
	・介護される者の症状に対応するとともに、腰痛予防等、介護者の労力の軽減に配慮した福祉用具の開発が望ましい。
全年点に介護者の負担軽減	・本来であればそれぞれが自己負担で購入するものまで福祉用具とすべきではない。介護者の負担軽減を含め、要介護 状態に適した固有なサービス・福祉用具を提供することが原則。(再掲)
	・福祉用具の利用を判断する際は、介護者の負担との関係を整理する必要があるのではないか。その際、医療のカンファレンスの結果を利用することはできるのではないか。

区分	委員発言内容
諱点 課題	安貝尤古內台
新 論点:2 福祉用具の有用性に関 する調査について	・2005年の改正及びその後の介護報酬改定により、要支援・要介護1の者の状態像が福祉用具を使ってどう変化したのか見るべきではないか。 ・福祉用具の利用による介護度の改善状況を見るには、ヘルパーの利用等複合的に考えるため、1人毎に見ないと分からないのではないか。 ・福祉用具は治療器具ではないので、進行性の病気に対して福祉用具の有効性を測ることは難しい。調査の際は、地理状況等も踏まえた公正な情報が必要。 ・福祉用具の利用により状態像の悪化に影響した例を調べる必要があるのではないか。 ・福祉用具の必要以上の給付は、状態を悪化すると調査上言えるではないか。 ・介護保険制度はレンタルが原則であり、個別のマネジメントが重要。福祉用具の利用に当たっては利用者の状態像や家族の介護度、住宅の環境要因も加味し、個別アセスメント、ブランニングといったPDCAが行われる必要がある。(再掲)
論点13 医師等の専門家の関与	・福祉用具を導入する際、医師の関与は必要。また、OT、PTの関与をPDCAサイクルの中に位置づけるべきではないか。
論点:4 その他	・後期高齢者医療制度について、入院したときから、療養の状況だけではなく、退院後の生活状況に合わせた評価が必要である。そのため、福祉用具や住宅改修等もカンファレンスの中に議論が入るように、老健局振興課の方から保険局医療課の方に申し入れして欲しい。 ・3モーターのベッドのハイ・ローの部分は転落等の事故防止及び立ち上がりを補助する役目がある。 ・平成18年の4月改正により、貸与事業者は2割の減収になった。一方、メーカーは1/3(66%の減収)になった。 ・混合医療の認められない医療制度とは異なり、介護保険では混合介護が認められている。基本的には、介護保険制度はローリスクローリターンで収益は見込めない。その上でハイクオリティーサービスによりどうやって市場を活性化していくかが問題ではないか。 ・自由価格に弾力性があるかどうかの検証をする必要があるのではないか。